

湯川秀樹旧宅	
保存建築物登録年	令和 5 年
価値付け	京都を彩る建物（認定） 個別指定京町家
概要・活用方法等	湯川博士が自宅兼書斎・会談・接客 の場として活用してきた使い方を 大学が継承し、保存活用を図る。
工事種別	増築、用途変更



外観

1. 事例の概要

建物概要	活用前	活用後
主要用途	住宅	大学関連施設
構造／階数	主屋・土蔵：木造／地上 2 階建て 西側塀：鉄筋コンクリート造	同左
建築面積／ 延べ面積	(保存建築物合計) 253.97㎡／369.33㎡	(保存建築物合計) 295.82㎡／358.18㎡
建築年	1933 年（昭和 8 年）	
用途地域／防火地域	第一種低層住居専用地域／準防火地域	
意匠設計者	安藤忠雄建築研究所 若山 泰伸 氏	
構造設計者	有限会社大崎建築設計事務所 大崎 修 氏	

2. 歴史的建築物の保存活用に当たり適合が困難だった主な規定と代替措置

条項	適合困難だった主な規定	安全性確保のための主な代替措置
法第 20 条	政令で定める技術的基準に適合することは確認していない。	劣化部分の健全化、耐震改修工事
法第 35 条 (令第 126 条の 2、3)	土蔵部分に排煙上有効な開口部を設けることができない。	【ハード面での措置】 住宅用火災警報器（各室連動型）、 消火器、非常用照明、誘導標識の設置、 漏電・感震ブレーカーの設置、 電気配線の更新、防災製品の使用、 2 方向避難経路の確保 等 【ソフト面での措置】 火気不使用、喫煙場所限定、管理者 による 24 時間監視（夜間・不在時 は機械警備）、防災訓練の実施 等
法第 35 条 (令第 128 条)	敷地内に門があり、幅員 1.5m 以上の 通路を確保できない。	
法第 36 条 (令第 23 条)	土蔵部分の階段の幅、蹴上、踏面の各寸 法が現行規定に適合しない。	
法第 36 条 (令第 114 条)	防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、 小屋裏又は天井裏に達する必要がある。	既存不適格の継続（現状維持、新たな 不適合部分を生じさせない）
法第 40 条 (市条例 3 条) 法第 44 条	道路（すみ切り部分）に突出している塀を 撤去する必要がある。	
法第 56 条	土蔵部分の屋根が北側斜線制限に適合しない。	利用頻度、利用人数の限定、予約制の 運用、公共交通機関の利用 等 防火設備又は耐熱強化ガラス入り 木製建具に改修
法第 48 条	第一種低層住居専用地域で建築できる 用途ではない。	
法第 61 条	延焼のおそれのある部分の外壁の開口部 に防火設備を設置する必要がある。	



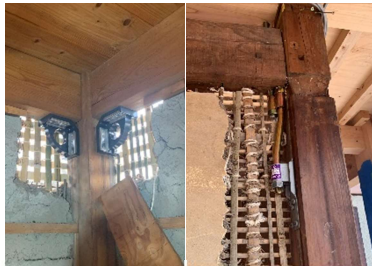
■座敷

写真:小川重雄



■ラウンジ

写真:小川重雄



■既存建物:構造金物補強